

平成30年第4回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 11月27日～12月11日：15日間）

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
11月27日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第5号～第7号 3. 承認第6号～第7号 4. 議案第48号～第61号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
11月28日	水	休 会		
11月29日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第6号～第7号 議案第48号～第52号 議案第54号～第61号 [質疑・討論・採決・委員会付託]
11月30日	金	休 会		
12月 1日	土	休 会		
12月 2日	日	休 会		
12月 3日	月	休 会	委員会	
12月 4日	火	休 会	委員会	
12月 5日	水	休 会	委員会	
12月 6日	木	休 会	委員会	
12月 7日	金	休 会	委員会	
12月 8日	土	休 会		
12月 9日	日	休 会		
12月10日	月	休 会		
12月11日	火	開 議 午前10時		1. 議案第48号～第52号 議案第54号～第61号 2. 意見書案第15号～第19号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第4回中間市議会定例会

平成30年11月27日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、平成30年10月23日、11月8日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 水 道 事 業 会 計 平成30年度4月分～5月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、平成30年9月20日、10月9日、16日、11月16日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | | | |
|-------------------|---|---|--------|
| (1) 課 | 税 | 課 | 平成28年度 |
| | | | 平成29年度 |
| (2) 世 界 遺 産 推 進 室 | | | 平成27年度 |
| | | | 平成28年度 |
| (3) 収 | 納 | 課 | 平成28年度 |
| | | | 平成29年度 |
| (4) 介 護 保 険 課 | | | 平成28年度 |
| | | | 平成29年度 |

3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、中間市国民保護計画の一部変更について、11月12日付で市長から受領した。

4. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、平成30年11月12日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 損害賠償の額を定め、和解することについて

・相 手 方 北九州市八幡西区西曲里町2番1号

福岡県住宅供給公社北九州管理事務所 所長 永田 勉

・事 故 の 概 要 事故発生日時 平成30年8月9日(木) 午前9時30分頃

事故の発生場所 中間市中鶴二丁目２２番 県営住宅中鶴団地駐車場
事故の状況 消防団事業「年長者防火訪問」のため、県営住宅
中鶴団地２０００棟の対象者宅へ訪問する際、
２２００棟南側駐車場内に車両駐車しようと後進
させたところ、駐車スペースに設置されている相
手方が管理するポールと車両の後部バンパーが接
触し、ポール下のアスファルトを剥離させたもの。

・損害賠償の額 ３２，２９２円

(２) 損害賠償の額を定め、和解することについて

・相手方 中間市在住 女性

・事故の概要 事故発生日時 平成３０年８月１６日（木） 午前８時２０分頃

事故の発生場所 中間市朝霧二丁目１１－１２の前

事故の状況 市の委託業務として株式会社忠助の従業員が運転
する市立さくら保育園園児バスが中間市朝霧二丁
目１１－１２の前を走行中、右側から左折してき
た相手方車両が当該園児バスと衝突した。これに
より、相手方車両については前面部のへこみ及び
部品の破損が、園児バスについては運転席側前方
右角がへこみドアのきしみが生じた。

・損害賠償の額 １３３，０３１円

(意見書の提出)

平成３０年９月２７日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対し
てそれぞれ送付した。

記

- (１) 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書
- (２) 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書
- (３) 水道法の改定をしないことを求める意見書
- (４) 特定複合観光施設区域整備法（カジノ実施法）の廃止を求める意見書
- (５) 全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書

平成30年 第4回 12月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成30年11月27日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成30年11月27日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第6号 教育委員会委員の任命について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 同意案第7号 中間市等公平委員会委員の選任について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第 6 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
(日程第5～日程第6 提案理由説明)
- 日程第 7 第53号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第48号議案 平成30年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第 9 第49号議案 平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第
2号)
- 日程第10 第50号議案 平成30年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
1号)
- 日程第11 第51号議案 平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2
号)
- 日程第12 第52号議案 平成30年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第8～日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第54号議案 中間市手数料条例等の一部を改正する条例
(日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第55号議案 中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会設置条例
(日程第14 提案理由説明)

- 日程第15 第56号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市多目的広場）
 日程第16 第57号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市農産物直売所）
 日程第17 第58号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）
 日程第18 第59号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7件）
 日程第19 第60号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）
 （日程第15～日程第19 提案理由説明）
 日程第20 第61号議案 中間市道路線の認定について
 （日程第20 提案理由説明）
 日程第21 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番 植本 種實君	2 番 小林 信一君
3 番 堀田 克也君	4 番 柴田 芳信君
5 番 田口 澄雄君	6 番 田中多輝子君
7 番 掛田るみ子君	8 番 草場 満彦君
9 番 中尾 淳子君	10 番 山本 慎悟君
11 番 安田 明美君	12 番 梅澤 恭徳君
13 番 柴田 広辞君	14 番 中野 勝寛君
15 番 井上 太一君	16 番 下川 俊秀君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	白尾 啓介君
教育長 ……………	片平 慎一君	市長公室長 ………	佐伯 道雄君
総務部長 ……………	園田 孝君	市民部長 ……………	安徳 保君
保健福祉部長 ………	船津喜久男君	建設産業部長 ………	藤田 宜久君
教育部長 ……………	田中 英敏君		

環境上下水道部長	……………	井上	一君
市立病院事務長	… 貞末 孝光君	消防長	…………… 三船 時彦君
企画政策課長	…… 濱田 学君	総務課長	…………… 後藤 謙治君
財政課長	…………… 蔵元 洋一君	健康増進課長	…… 岩河内弘子君
介護保険課長	…… 冷牟田 均君	都市計画課長	…… 白石 和也君
建設課長	…………… 藤田 晃君	産業振興課長	…… 北原 鉄也君
学校教育課長	…… 松永 嘉伸君	生涯学習課長	…… 大内 智二君
下水道課長	…… 岩切 伸一君	市立病院課長	…… 末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	志垣 憲一君	書 記	池田 恭君

午前 9 時59分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。

これより平成 30 年度第 4 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますのでご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますのでご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 12 月 11 日までの 15 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 15 日間と決しました。

日程第 2. 同意案第 5 号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 2、同意案第 5 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。

それでは、同意案第 5 号中間市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会委員であります坂口充笑氏の任期が、本年 12 月 25 日で満了いたしますことから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、豊富な学識経験を有する同氏を引き続き同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより同意案第5号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第5号については、これに同意することに決しました。

日程第3. 同意案第6号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、同意案第6号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第6号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会委員であります坂口充笑氏の任期が本年12月31日で満了となりますことから、後任の委員といたしまして、教育行政に高い見識を有しておられます佐野正靖氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第6号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより同意案第6号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行い、議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(下川 俊秀君)

ただいまの出席議員は15人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(下川 俊秀君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(下川 俊秀君)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....
1 番 植本 種實議員

2 番 小林 信一議員

3 番 堀田 克也議員

4 番 柴田 芳信議員

5 番 田口 澄雄議員

6 番 田中多輝子議員

7 番	掛田 るみ子議員	8 番	草場 満彦議員
9 番	中尾 淳子議員	10 番	山本 慎悟議員
11 番	安田 明美議員	12 番	梅澤 恭徳議員
13 番	柴田 広辞議員	14 番	中野 勝寛議員
15 番	井上 太一議員		

○議長（下川 俊秀君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（下川 俊秀君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に柴田芳信君及び掛田るみ子さんを指名いたします。よって、両君の立ち合いをお願いします。

（開票）

○議長（下川 俊秀君）

投票の結果を報告いたします。投票総数15票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち賛成15票、反対ゼロ票。

以上のとおり全員賛成であります。よって、同意案第6号については、これに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

ただいま教育委員会委員の任命に同意されました佐野正靖氏よりご挨拶の申し入れがありますので、これをお受けしたいと思います。

午前10時09分休憩

午前10時10分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 同意案第7号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、同意案第7号中間市等公平委員会委員の選任についてを議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第7号中間市等公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

中間市等公平委員会委員であります竹内稔氏の任期が平成31年1月18日で満了となりますことから、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ、人事行政に優れた識見を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第7号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより同意案第7号中間市等公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第7号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第7号については、これに同意することに決しました。

日程第5. 承認第6号

日程第6. 承認第7号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第5、承認第6号及び日程第6、承認第7号の専決処分2件を一括議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第6号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年6月28日午前9時15分ごろ、中間市道路線であります外扇・通谷線の道路維持に係る除草作業を行っていたところ、石が跳ねて北九州市在住の男性が所有し運転中の車に当たり、損傷を与えました。

この事故に係る損害につきましては、本市が加入しております損害保険会社におきまして、損害賠償の額が15万7,961円と算定されました。

本件につきましては、早急に相手方の車両を修繕する必要がありましたことから、相手方と本年10月1日付で損害賠償の額を15万7,961円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害賠償金15万7,961円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第7号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年10月24日午前8時45分ごろ、中間市道路線であります瑞穂団地3号線の道路維持に係る除草作業を行っていたところ、石が跳ねて隣接する駐車場にとまっていた中間市在住の女性が所有する車両に当たり損傷を与えました。

本件事故につきましては、さきに承認第6号でご報告申し上げました事故を受けまして、作業の実施に当たり、車道側に防護板を設置して飛び石対策を講じている中で、想定外の方角に石が飛んだことにより生じたものでございます。

この事故に係る損害につきましては、本市が加入しております損害保険会社におきまして、損害賠償額が23万7,805円と算定されました。

本件につきましては、早急に相手方の車両を修繕する必要がありましたことから、相手方と本年11月1日付で、損害賠償の額を23万7,805円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害賠償金23万7,805円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますので、ご了承お願いいたします。

日程第7. 第53号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第7、第53号議案中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第53号議案中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告及び県の指導に基づき、一般職職員の給与の改定等を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、まず、本年度の人事院勧告に基づき、官民の給与格差を是正することを目的といたしまして、給料表にあっては、平均0.2%、金額にしますと、若年層においては平均1,000円、それ以外の職員においては平均400円引き上げ、期末勤勉手当にあっては民間の支給割合に見合うように0.05カ月分引き上げ、勤勉手当に配分するものでございます。

また、55歳以上の職員の定期昇給を停止するなど、国の基準に合わせるものでございます。

なお、施行日等につきましては、給料表に係る改正につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することといたしております。

また、期末勤勉手当に係る改正及び55歳以上の職員の定期昇給停止等に係る改正につきましては、公布の日から施行することといたしております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

説明はよくわかりました。それで、これを施行されると幾らの増額になりますか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

今回、人勧の実施による必要額は約1,000万円でございます。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（１番 植本 種實君）

もう一つ。中間市の職員さんの年収は幾らですか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市の正規職員の平均年収は５９７万円でございます。

○議長（下川 俊秀君）

植本種實君。

○議員（１番 植本 種實君）

増額が１，０００万円。そして、平均給与が５９７万円ということを確認して質疑を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第５３号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

第５３号議案中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

今回、この改定案は、一般職職員に対して率にして０．２％引き上げるものですが、初任給では月１，５００円、若年層で１，０００円、その他は４００円。それに加えて勤勉手当が０．０５カ月分引き上げるというわずかなものです。

この間、成績を反映する勤勉手当のみの引き上げというのも問題であります。

また、５５歳以上の定昇がストップされていますが、この年齢層は子どもの進学等で、特別に過大な出費が求められる年齢層です。その生活は、決して楽ではありません。

国の勧告以外では意見書と申告書がありますが、それは、今後の問題として国から提起をされ、今回の条例案には反映をされていません。そこにも、実は問題があります。

いずれにしても、人件費の削減ばかりが先行し、職員のやる気も生活も無視をした、こ

のような改定については認めることができませんので反対いたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。植本種實君。

○議員（1番 植本 種實君）

先ほど質疑いたしましたように、給料は増額、年収は約600万。このことを市民の方に説明すると、「職員はいいね」「たばこ吸いよっても給料は上がるし、パソコンの前に座っていたら1日が終わる」と言われました。「日曜、祭日もちゃんとあるだろうが」とも言われました。もちろん全部の職員がそうではありませんが、そう言われてもしようがないところもあります。

そこで、市庁舎内から喫煙場所をなくすことを提案します。そして、本来、休息時間にたばこを吸えばいいはずです。何回も、そして、長時間喫煙所に、いわゆる入り浸っている職員は指導すべきだと提言して、この条例に賛成いたします。

○議長（下川 俊秀君）

意見を付して賛成ちょうことなん。

ほかに討論はありませんか。はいどうぞ、掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

第53号議案中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、公明党会派を代表して討論を行います。

人事院勧告に基づくこのたびの改正は、一般企業におけるベースアップに当たるもので、改定の総額は月々の給料で204万、ボーナスに当たる賞与では841万円、合わせて1,045万円の増額であり、対象者は369人、若年層に手厚いと伺いました。

今年度当初予算で、基金繰入金が計上されているということは、このたびの財源は基金にということになるのではないのでしょうか。このように基金を切り崩し、給料を補填するような財政運営が健全とは言えず、持続可能ではないことは、深く認識されていることと思います。

その上での議案上程である以上、執行部の行財政改革への決意は強固なものと判断させていただきます。

市制60周年という節目を迎えた今こそ、執行部のみならず全職員が総力を上げ、職員給与のあり方を含む行財政改革を遂行し、市民サービスの向上に努め、より一層中間市の発展のために尽力していただきますことを切に願い、意見を付しての賛成とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第５３号議案中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第５３号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 ８．第４８号議案

日程第 ９．第４９号議案

日程第 １０．第５０号議案

日程第 １１．第５１号議案

日程第 １２．第５２号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第８、第４８号議案から日程第１２、第５２号議案までの平成３０年度各会計補正予算５件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第４８号議案平成３０年度中間市一般会計補正予算（第２号）について、提案理由を申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳出の主なものといたしましては、債務負担行為補正として、オープンシステムデータ移行業務委託料を１，８７０万円、救急事案管理システム賃借料を４４０万円追加計上いたしております。

総務費におきましては、積極的に取り組んでおりますふるさと納税業務につきまして、本市への納税額が大幅に増加しており、本補正予算におきまして、ふるさと納税額を３億５，０００万円追加計上いたしておりますことに伴い、ふるさと納税管理業務委託料を２億２，６００万円追加計上いたしております。

本市を応援してくださる皆様からいただいた貴重な財源を有効に活用し、地域の活性化を図ってまいります。

民生費におきましては、支給対象者の増加等に伴い、障がい者福祉に関する扶助費を１億２，２８０万円、国の公定価格の改定等に伴い、民間保育所への運営給付費を５，３６０万円追加計上いたしております。

土木費におきましては、通学路や避難路等に面する危険なブロック塀の撤去費用への補助事業費を５０万円追加計上いたしております。

教育費におきましては、中学校における平成31年度からの道德教育の教科化に向けて、教師用指導図書を購入費、これを40万円計上いたしております。

また、特別会計への繰出金でございますが、国民健康保険事業におきましては、職員人件費の増加に伴い260万円、介護保険事業におきましては、介護給付費の増加に伴い190万円をそれぞれ追加計上する一方、公共下水道事業におきましては、下水道受益者負担金の増額に伴い1,020万円を減額いたしております。

次に、こうした経費の財源となります歳入につきましては、国庫支出金におきまして、社会福祉費負担金を6,140万円、児童福祉費負担金を1,690万円、社会資本整備総合交付金を20万円計上し、県支出金におきまして、児童福祉費負担金を840万円、社会福祉費負担金を3,070万円、土木費補助金を10万円計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ4億5,630万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ184億464万2,000円とするものでございます。

次に、第49号議案平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、平成29年度療養給付費負担額及び平成29年度高額医療費共同事業費負担金の過交付分の返還額が確定したことなどによる諸出金7,350万円を追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、一般会計繰入金のうち職員給与費等繰入金を260万円、諸収入のうち歳入欠陥補填収入を7,250万円、特定健康診査等負担金を90万円追加しております。

以上により、歳入歳出それぞれ7,620万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,298万円とするものでございます。

次に、第50号議案平成30年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきましては、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことにより、受益者負担金報奨金330万円を追加するものでございます。

次に、歳入におきましては、下水道受益者負担金の賦課対象面積が増加したことにより、受益者負担金を1,360万円追加し、また、一般会計繰入金を1,020万円減額するものでございます。

以上により、歳入歳出それぞれ332万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,706万円とするものでございます。

次に、第51号議案平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、地域支援事業の通所型及び訪問型サービ

スの利用が増加したことに伴い、介護予防・生活支援サービス事業費を1,580万円追加いたしております。

また、保険事業勘定の歳入といたしましては、歳出の増額に伴い、介護保険料を360万円、国庫補助金を390万円、県補助金を190万円、支払基金交付金を420万円、一般会計繰入金を190万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,584万円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算総額を歳入歳出それぞれ50億8,945万円とするものでございます。

次に、第52号議案平成30年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為といたしまして、中間市立病院のあり方検討支援に係るコンサルタント業務委託料を計上いたしております。

今後の中間市立病院のあり方に関する本市の方針を決定するため、まずは、当院の経営分析及び経営収支のシミュレーション試算等を行い、地域の医療需要等に関する具体的なデータや資料を入手します。

次に、それらの具体的な資料等を基に、今後、本市が整備すべき医療機能や最適な経営形態を検討するための委員会を設置し、専門的な見地からの検討及び答申を受けたいと考えております。

本業務は、これら一連の今後の中間市立病院のあり方検討全般に係る業務支援を委託するものでございます。

なお、債務負担行為の期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額は1,500万円といたしております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております各会計補正予算5件に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますのでご了承お願いいたします。

日程第13．第54号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第13、第54号議案中間市手数料条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第54号議案中間市手数料条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「日本工業規格」の名称を「日本産業規格」に変更する内容を含む

工業標準化法の一部改正が、平成31年7月1日に施行されることに伴うものでございます。

条例の内容といたしましては、中間市手数料条例、中間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例及び中間市火災予防条例の各条例で引用しております「日本工業規格」の名称を「日本産業規格」に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせまして、平成31年7月1日といたしております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第54号議案に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第14．第55号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、第55号議案中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会設置条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第55号議案中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会設置条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条の規定により、特定事業として選定され、現在、本市において進めております中鶴地区定住促進住宅整備事業につきまして、当該事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続きを公平に行うことを目的とするものでございます。

条例の主な内容といたしましては、同法第11条第1項において、民間事業者の選定に当たって客観的な評価を行うこととされていることを踏まえまして、審査機関としての選定委員会の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

具体的には、学識経験者を含む委員による審査機関を設置し、中鶴地区に定住促進住宅整備事業に関する提案書及びプロポーザル評価並びにその他事業者の選定に関する審査及び評価を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第55号議案に対する質疑は、11月29日の本会議で

行いますのでご了承お願いいたします。

日程第 15. 第 56 号議案

日程第 16. 第 57 号議案

日程第 17. 第 58 号議案

日程第 18. 第 59 号議案

日程第 19. 第 60 号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 15、第 56 号議案から日程第 19、第 60 号議案までの公の施設の指定管理者の指定 5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 56 号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

太陽の広場は、ゲートボール場、集会所等を備える多世代が交流するための多目的広場であり、住民の福祉を増進することを目的とする施設でございます。

同施設の管理運営につきましては、地域コミュニティ醸成による効果的な管理を目的として、指定管理者による管理を行っておりますが、平成 31 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了となります。

同広場につきましては、この目的を達成するため指定管理者による管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成 31 年 4 月 1 日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、中間市老人クラブ連合会が指定管理者として、平成 18 年度から現在まで継続して同施設を管理運営しており、同連合会から提出された施設の管理運営に係る事業計画書や収支計画書及び団体の経営状況等を精査したところ、適正な管理運営が行われていること。また、集会所内に同連合会の事務所を置き、高齢者の生きがい活動の拠点として、地域社会におけるコミュニティ形成及び老人福祉の増進に寄与してきたこと。さらには、中間市高齢者総合福祉計画の基本理念である「支え合いともに住み続けるまちづくり」を理解し、高齢者の孤立化や孤独死の問題、健康寿命を延ばすための介護予防事業ケアプランポリンわいわい教室事業等、本市が取り組む問題や事業にも積極的に取り組んでいること等を総合的に判断した結果、本来は公募によるべきところではございますが、指定管理者選定委員会の審議を経て、同条例第 5 条第 1 項の規定により、公募によることなく、引き続き同連合会を指定管理者の候補者として選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、本施設が中間市公共施設等総合管理計画において、要早急対応施設とされていることから、今後示される施設管理の方向性に応じた迅速な対応

が可能となるよう、平成31年4月1日から平成34年3月31までの3年間とするものでございます。

以上により、中間市老人クラブ連合会を太陽の広場の指定管理者として指定し、指定期間を平成31年4月1日から平成34年3月31までの3年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第57号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市さくらの里農産物直売所は、本市の農業振興及び川西地区の地域活性化を図り、もって住民の福祉を増進することを目的とする施設でございます。

同施設の管理運営につきましては、その設置目的及び性質に照らし、民間事業者が有するノウハウを活用するために指定管理者による管理を行っておりますが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了となります。

同施設につきましては、民間事業者が有するノウハウを活用した管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成31年4月1日から指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、一般社団法人新鮮市場さくら館が指定管理者として、前身の事業組合のころから現在まで同施設を管理運営しており、その間、施設使用料は約定どおり遅滞なく納入されている等の実績を総合的に判断しました結果、本来は公募によるべきところではございますが、指定管理者選定委員会の審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によることなく、引き続き同法人を指定管理者の候補者として選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度の運用方針に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上により、一般社団法人新鮮市場さくら館を中間市さくらの里農産物直売所の指定管理者として指定し、指定期間を、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第58号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市民図書館は、市民の文化、教養の向上を図り、もって住民の福祉を増進することを目的とする施設でございます。

同施設の管理運営につきましては、設置目的の効果的な実現及び効率的な運営のため、民間のノウハウを活用することを目的として、指定管理者による管理を行っておりますが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了となります。

同施設につきましては、これらの目的を達成するため指定管理者による管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成31年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、同条例第2条の規定に基づき公募を行いましたところ、株式会社図書館流通センター1社の申請がございました。

当該申請を受けまして、指定管理者選定委員会において、施設の事業計画及び収支計画、当該事業者の経営状況、施設運営計画等の書類による一次審査及び審議を行い、その結果、同社を指定管理者の候補者として選定いたしております。

選定の理由といたしましては、同社は、安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、事業計画についても当該施設の基本理念など目的を十分に理解し、地域の住民にとって役立つ図書館の実現に向けた具体的な事業展開が期待できること。また、公立図書館の指定管理者の経験も豊富で、民間企業のノウハウを生かした事業展開など、利用者サービスの向上が大いに期待できることなどが、高い評価を得たことによるものでございます。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度の運営方針に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31年までの5年間とするものでございます。

以上により、株式会社図書館流通センターを中間市民図書館の指定管理者と指定し、指定期間を平成31年4月1日から平成36年3月31年までの5年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第59号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市体育文化センター、中間市武道場天道館、中間市弓道場、中間市幼児用プール、中間仰木彬記念球場、ジョイパルなかま庭球場、屋島庭球場及び中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの8施設は、社会体育施設として、市民の健康増進及びスポーツの振興により、住民の福祉を増進することを目的とする施設でございます。

これらの施設の管理運営につきましては、効率的かつ効果的な管理運営を目的として指定管理者による管理を行っておりますが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了となります。

これらの施設につきましては、指定管理者による効率的かつ効果的な管理運営を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成31年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、現在、中間市体育協会・ミズノグループが平成26年度から指定管理者としてこれらの施設を管理運営しており、その間、中間市体育協会による地域住民とのネットワークを活用した地域密着型の運営に加え、ミズノによる総合スポーツ企業としての特性を発揮した専門的かつ安定的な運営など、それぞれの強みを生かした運営を行い、市民の健康増進及びスポーツの振興に大きく寄与してきたこと。また、今後同グループが有する地域のネットワークや、利益創出の指向性に裏付けられたノウハウや、創意工夫による効率的かつ効果的な管理運営が期待されること等を総合的に判断しました結果、本来は公募によるべきところではございますが、指定管理者選定委員会の審議

を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によらず、引き続き同グループを指定管理者の候補者として選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度の運用方針に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上により、中間市体育協会・ミズノグループを中間市体育文化センター外7施設の指定管理者として指定し、指定期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第60号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市市民会館、これは市民の教育文化活動を支援し、もって住民の福祉を増進することを目的とする施設でございます。

同会館の管理運営につきましては、設置目的の効果的な実現及び効率的な管理運営を目的として、指定管理者による管理を行っておりますが、平成31年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。

同会館につきましては、これらの目的を達成するため指定管理者による管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成31年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、公益財団法人中間市文化振興財団が前身の財団法人のころから現在まで指定管理者と指定されており、この間、地域に密着したさまざまな自主事業を効果的に行い、本市の芸術文化振興に寄与してきたこと。また、平成26年度と平成30年度の指定管理料を比較しますと1,000万円、率にして約9.1%の経常的な経費削減を実現したこと等の実績を総合的に判断しました結果、施設の設置目的の効果的な実現及び効率的な運営が今後も期待されることから、本来は公募によるべきところではございますが、指定管理者選定委員会の審議を経て、同条例第5条第1項の規定により、公募によることなく、引き続き同法人を指定管理者の候補者として選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度の運用方針に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上により、公益財団法人中間市文化振興財団を中間市市民会館の指定管理者として指定し、指定期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております公の施設の指定管理者の指定5件に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第20. 第61号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第20、第61号議案中間市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第61号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、御館9号線の1路線でございます。

この路線につきましては、従来から本市が管理し、かつ、当該地区住民の生活道路として利用されており、認定の基準を満たしておりますことから、市道に認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、平均幅員4.0メートル、実延長22.7メートルでございます。

以上のとおり、当該路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第61号議案に対する質疑は、11月29日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第21. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において田口澄雄君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 田 口 澄 雄

議 員 井 上 太 一